【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第82期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社宮入バルブ製作所
【英訳名】	MIYAIRI VALVE MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　西田　憲司
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座西一丁目２番地
【電話番号】	03(3535)5575（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部長　　井上　洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座西一丁目２番地
【電話番号】	03(3535)5575（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部長　　井上　洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第81期 中間会計期間	第82期 中間会計期間	第81期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（千円）	3,214,885	4,234,037	7,044,209
経常利益	（千円）	39,811	34,217	100,119
中間純利益	（千円）	20,200	16,717	60,685
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	1,123	66
資本金	（千円）	1,993,096	2,170,725	1,993,096
発行済株式総数	（株）	48,849,935	52,233,535	48,849,935
純資産額	（千円）	3,927,138	4,309,180	3,982,141
総資産額	（千円）	8,840,049	9,347,116	8,811,813
１株当たり中間純利益	（円）	0.42	0.34	1.26
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	0.34	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	2.00
自己資本比率	（%）	44.4	46.1	45.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	138,233	△131,749	314,831
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△141,949	△8,520	△260,901
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△4,046	307,745	△136,898
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	336,032	428,302	260,826

（注）１　当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２　当社には第81期中間会計期間において、「持分法を適用した場合の投資利益」については、損益等からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため記載しておりません。
３　潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、第81期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、中東の戦禍、米・イラン戦争等の世界的な紛争を背景とした原油・資源価格の高止まり、および円安による物価上昇によって見かけ上の景気回復は持続しましたが、このような全般的なコスト高を賄っていくだけの成長力に欠けていますので先行きが不透明となっています。また、11月の中間選挙に向けて米国内での分断・対立が激化していますので、トランプ政権の舵取りによっては、世界的規模で予測不可能な事態が発生する可能性が高まってきているといえます。

このような情勢下、当中間会計期間における当社の財政状態及び経営成績は以下のとおりです。

①財政状態

（資産）

流動資産は、前事業年度末に比べて、481百万円増加して4,045百万円となりました。これは主に、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品が268百万円増加し、新株予約権の行使などにより現金及び預金が167百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、54百万円増加して5,301百万円となりました。これは主に、建物（純額）22百万円減少およびリース資産（純額）26百万円減少したものの、機械及び装置（純額）が39百万円増加し、投資有価証券が時価評価等により63百万円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べて、535百万円増加して9,347百万円となりました。

（負債）

流動負債は、前事業年度末に比べて、341百万円増加して3,015百万円となりました。これは主に、設備関係電子記録債務の増加154百万円および短期借入金の増加208百万円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、132百万円減少して2,021百万円となりました。これは主に、長期借入金の減少128百万円によるものです。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べて、208百万円増加して5,037百万円となりました。

（純資産）

純資産は、前事業年度末に比べて、327百万円増加して4,309百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使により資本金、資本準備金がそれぞれ177百万円増加しましたが、中間純利益16百万円および剰余金の配当96百万円などにより利益剰余金が79百万円減少しております。

この結果、自己資本比率は前事業年度末の45.2%から46.1%となりました。

②経営成績

当中間会計期間の売上高について、製品商品売上高が3,451百万円（前年同期比29.4%増）および作業屑売上高が782百万円（前年同期比43.0%増）となり、合計で4,234百万円（前年同期比31.7%増）となりました。これは、低温弁の売上高は前年同期比で若干の減収となったものの、主力のＬＰガス容器用バルブをはじめとする黄銅弁関連製品、設備用および車載用、船舶用など鉄鋼弁関連製品がそれぞれ増加したことによるものです。また、作業屑の売上高についても、工場の稼働率が上昇したことと価格が上昇したことにより増加となりました。

損益面については、製品商品売上高が大幅に増加した一方で、黄銅材価格の高騰が続いていることやその他資材価格の高騰、および全般的な物価高による諸経費の上昇があり収益が圧迫されました。第1四半期には製品値上げが奏功し業績が改善しましたが、第2四半期においては黄銅材価格がさらに上昇したため、継続的な経費削減や生産性向上などによる原価低減に努めましたが、もう一段の値上げ効果が下期にずれ込むことから、当中間会計期間の営業利益は56百万円に留まりました。

以上により、当中間会計期間においては、営業利益56百万円（前年同期比23.7%増）となりましたが、新株予約権発行費及び棚卸資産評価損等の計上があり経常利益34百万円（前年同期比14.1%減）となり、中間純利益16百万円（前年同期17.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、167百万円増加（前中間会計期間は７百万円の減少）して428百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動の結果使用した資金は131百万円（前中間会計期間は138百万円の増加）となりました。これは主に税引前中間純利益32百万円、減価償却費150百万円により増加する一方で、売上債権の増加額228百万円、棚卸資産の増加額268百万円により減少しました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動の結果使用した資金は８百万円（前中間会計期間は141百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6百万円により減少しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動の結果得られた資金は307百万円（前中間会計期間は４百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出133百万円により減少する一方で、短期借入金の借入により208百万円および新株予約権の行使による株式の発行収入352百万円により増加しました。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
当中間会計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の新たに生じた課題はありません。
当社は高い気密性及び低温耐性が要求されるＬＮＧ、水素、産業ガス分野向けの高付加価値製品へのシフト及び収益性改善を最重要課題として認識しており、導入後相当期間が経過した一部の製造設備の更新及び増強によって、生産効率及び加工精度の向上を図ることが必要と考えております。高精度な加工設備の整備及び検査・実験設備の高度化を実施することにより、今後拡大が見込まれる高付加価値製品に対する対応力強化を図る方針です。具体的には、黄銅加工工場と実験所及び加工機への投資によって、生産効率向上による収益性強化と増産体制を整備し事業拡大に備えることとし、これに必要な資金を調達するため、本新株予約権の発行を決議いたしました。今回の資金調達により、当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の経営安定化と企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

(4) 研究開発活動
当中間会計期間における研究開発活動の金額は、74百万円であります。
なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績
当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績は「第２　事業の状況　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりです。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因
当中間会計期間において、当社の経営成績に重大な影響を与える要因に変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
当社の資本の財源及び資金の流動性について、主要原材料の黄銅材、鉄鋼材、ステンレス鋼材および鉄鋼鋳鍛造品等の原材料、人件費、外注加工費、製造経費、販売費及び一般管理費等の運転資金は、自己資金および金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金は、金融機関からの長期借入を基本としております。
また、機動的かつ効率的な資金調達をすべく、取引銀行５行と当座貸越契約、取引銀行１行と特殊当座貸越契約を締結し、十分な流動性を確保しております。
さらに、生産効率向上による収益性強化と増産体制を整備し事業拡大に備えることとし、これに必要な資金を調達するため、資本市場調達も組み入れることが適切であると判断し、「第三者割当による行使価額修正条項付株式会社宮入バルブ製作所第３回新株予約権（停止要請条項付）」による資金調達に着手しました。
なお、当中間会計期間の末日における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は2,542百万円となっております。

３【重要な契約等】
該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	52,233,535	52,309,535	東京証券取引所スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	52,233,535	52,309,535	―	―

（注）提出日現在発行数には、2026年11月１日から半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第３回新株予約権（行使価額修正条項付）

決議年月日	2026年７月15日
新株予約権の数（個）※	96,000個［61,404］
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式9,600,000株［6,140,400］
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	133円　（注）１
新株予約権の行使期間 ※	自2026年８月３日至2028年８月２日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）※	（注）２
新株予約権の行使の条件 ※	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―

※提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については決議年月日における内容から変更はありません。

１　新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,600,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第２項

乃至第５項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

（注）「株式分割等の比率」とは、株式分割等後の発行済株式総数を株式分割等前の発行済株式総数で除して得た数のことをいう。

(3) 当社が下記「２　新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項の規定に従って行使価額の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「２　新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数}=\frac{\text{調整前割当株式数}\times\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「２　新株予約権の行使時の払込金額」欄(4)②、⑤及び⑥による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記「２　新株予約権の行使時の払込金額」欄第(4)②ｅに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

２　新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初133円とする。但し、行使価額は下記(3)又は(4)に従い、修正又は調整される。

(3) 行使価額の修正

① 行使価額は、割当日以降、修正日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

② 当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」という。）により、下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、67円（但し、本欄(4)の規定を準用して調整される。）を下回ることはできず、かつ133円（但し、本欄(4)の規定を準用して調整される。）を上回ることはできないものとする。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌取引日以降適用される。

(4) 行使価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l}\text{調整後}\\\text{行使価額}\end{array}=\begin{array}{l}\text{調整前}\\\text{行使価額}\end{array}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新発行・処分株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新発行・処分株式数}}$$

② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ａ　下記④ｂに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ｂ　株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ｃ　下記④ｂに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記④ｂに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ｄ　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記④ｂに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記ｃによる行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

ｅ　上記ａ乃至ｃの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記ａ乃至ｃにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$株式数＝\frac{（調整前行使価額－調整後行使価額）\times 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}{調整後行使価額}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

③　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

④　ａ　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り上げる。
ｂ　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記②ｅの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。
ｃ　行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第②ｂの場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

⑤　上記②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
ａ　株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
ｂ　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
ｃ　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥　上記②の規定にかかわらず、上記②に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記(3)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

⑦　行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②ｅに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
1,285,920,000円

（注）　別記「２　新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)又は(4)により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

４　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

５　新株予約権の行使期間

2026年８月３日から2028年８月２日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

６　本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約において下記の内容を合意しております。

(1) 割当予定先による行使制限措置

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同規程施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、ＭＳＣＢ等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

(2) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

① 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

② 当社は、2028年８月２日に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

③ 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

④ 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、発行した第３回新株予約権（行使価額修正条項付）が以下のとおり、行使されました。

第３回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間 （2026年4月1日から2026年9月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	33,836
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	3,383,600
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	106.2
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	355,257
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	33,836
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	3,383,600
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	106.2
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	355,257

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～ 2026年９月30日（注1）	3,383,600	52,233,535	177,628	2,170,725	177,628	181,846

（注）１.第３回新株予約権の権利行使による増加であります。
２.2026年10月１日から2026年10月31日までの間に第３回新株予約権の行使により、発行済株式総数が76,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,608千円増加しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
昌栄機工株式会社	大阪府大阪市西区阿波座１丁目10-８	2,311,500	4.48
宮入バルブ製作所取引先持株会	東京都中央区銀座西１丁目２番地	1,628,900	3.16
清野　正廣	山形県山形市	1,377,500	2.67
株式会社ＣＫサンエツ	富山県高岡市守護町２丁目12番１号	1,001,000	1.94
森下　均	大阪府大阪市淀川区	667,400	1.29
宮入バルブ従業員持株会	東京都中央区銀座西１丁目２番地	592,500	1.15
阿部　五美	東京都江戸川区	505,000	0.98
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	LONDON UNITED KINGDOM	478,471	0.93
保母　伸子	岐阜県恵那市	472,000	0.92
竹内　美和子	三重県伊勢市	359,000	0.70
計	－	9,393,271	18.23

（注）　発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　694,600	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　51,524,300	515,243	－
単元未満株式	普通株式　14,635	－	－
発行済株式総数	52,233,535	－	－
総株主の議決権	－	515,243	－

（注）　「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式11株が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社宮入バルブ製作所	東京都中央区銀座西１－２	694,600	－	694,600	1.33
計	－	694,600	－	694,600	1.33

（注）上記のほか、単元未満株式11株があります。

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役営業本部長	荒川　祐一	2026年８月17日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名　女性1名（役員の内女性の比率14.3%）

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、藍監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.17%
売上高基準	0.28%
利益基準	6.28%
利益剰余金基準	0.52%

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	353,826	521,302
受取手形、売掛金及び契約資産	※1 1,108,731	※1 1,155,973
電子記録債権	※1 250,299	※1 237,778
商品及び製品	1,219,239	1,399,491
仕掛品	3,076	2,450
原材料及び貯蔵品	614,636	703,096
その他	16,696	27,500
貸倒引当金	△1,726	△1,726
流動資産合計	3,564,779	4,045,867
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	639,827	617,472
構築物（純額）	212,340	203,712
機械及び装置（純額）	647,390	686,589
車両運搬具（純額）	3,194	2,430
工具、器具及び備品（純額）	40,040	62,025
土地	2,441,000	2,441,000
リース資産（純額）	207,126	180,830
建設仮勘定	5,514	5,514
その他	5,874	5,874
有形固定資産合計	4,202,309	4,205,450
無形固定資産	52,836	42,934
投資その他の資産		
投資有価証券	461,498	525,132
関係会社株式	5,000	5,000
その他	533,289	530,631
貸倒引当金	△7,900	△7,900
投資その他の資産合計	991,888	1,052,863
固定資産合計	5,247,034	5,301,248
資産合計	8,811,813	9,347,116

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金及び契約負債	579,315	610,755
電子記録債務	127,953	132,805
短期借入金	※2 1,242,500	※2 1,450,500
１年内返済予定の長期借入金	253,882	248,882
設備関係電子記録債務	3,212	157,960
リース債務	59,842	57,389
未払法人税等	31,556	29,316
賞与引当金	94,652	102,474
その他	281,764	225,857
流動負債合計	2,674,680	3,015,942
固定負債		
長期借入金	782,970	654,584
リース債務	158,769	131,315
再評価に係る繰延税金負債	753,342	753,342
退職給付引当金	311,349	318,439
役員退職慰労引当金	148,559	164,311
固定負債合計	2,154,991	2,021,993
負債合計	4,829,671	5,037,935
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,993,096	2,170,725
資本剰余金	4,217	181,846
利益剰余金	293,902	214,309
自己株式	△104,230	△104,230
株主資本合計	2,186,986	2,462,650
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	118,360	163,829
土地再評価差額金	1,676,795	1,676,795
評価・換算差額等合計	1,795,155	1,840,624
新株予約権	―	5,905
純資産合計	3,982,141	4,309,180
負債純資産合計	8,811,813	9,347,116

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	3,214,885	4,234,037
売上原価	2,695,104	3,701,206
売上総利益	519,781	532,831
販売費及び一般管理費	※1 473,979	※1 476,186
営業利益	45,801	56,644
営業外収益		
受取利息	341	499
受取配当金	5,972	7,463
物品売却収入	8,053	―
スクラップ売却益	1,052	2,812
その他	4,961	7,556
営業外収益合計	20,381	18,332
営業外費用		
支払利息	13,827	17,890
手形売却損	1,816	2,599
電子記録債権売却損	5,506	6,897
棚卸資産評価損	―	6,130
新株予約権発行費	―	3,387
新株発行費	―	1,356
その他	5,222	2,496
営業外費用合計	26,372	40,759
経常利益	39,811	34,217
特別利益		
投資有価証券売却益	72	5
特別利益合計	72	5
特別損失		
固定資産除却損	3,952	1,776
特別損失合計	3,952	1,776
税引前中間純利益	35,930	32,446
法人税、住民税及び事業税	15,730	15,729
法人税等合計	15,730	15,729
中間純利益	20,200	16,717

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	35,930	32,446
減価償却費	151,216	150,398
賞与引当金の増減額（△は減少）	4,198	7,822
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△1,237	7,089
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	6,553	15,751
受取利息及び受取配当金	△6,314	△7,962
支払利息	13,827	17,890
固定資産除却損	3,952	1,776
投資有価証券売却損益（△は益）	△72	△5
売上債権の増減額（△は増加）	202,172	△228,411
棚卸資産の増減額（△は増加）	△238,035	△268,087
仕入債務の増減額（△は減少）	△24,550	80,656
前受金の増減額（△は減少）	-	△44,365
未払消費税等の増減額（△は減少）	△32,009	△60,238
割引手形等の増減額（△は減少）	39,595	193,690
その他	△9,021	△2,362
小計	146,206	△103,909
利息及び配当金の受取額	6,311	7,959
利息の支払額	△13,896	△19,220
法人税等の支払額	△387	△16,578
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,233	△131,749
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△135,068	△6,333
無形固定資産の取得による支出	△2,199	-
投資有価証券の取得による支出	△780	△1,366
投資有価証券の売却による収入	865	164
その他	△4,767	△984
投資活動によるキャッシュ・フロー	△141,949	△8,520
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△131,916	208,000
長期借入れによる収入	379,000	-
長期借入金の返済による支出	△124,396	△133,386
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	352,042
新株予約権の発行による収入	-	5,732
リース債務の返済による支出	△31,137	△29,906
配当金の支払額	△95,597	△94,735
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,046	307,745
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7,762	167,475
現金及び現金同等物の期首残高	343,795	260,826
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 336,032	※1 428,302

【注記事項】

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（表示方法の変更）

（中間損益計算書）

前中間会計期間において営業外費用の「手形売却損」に含めておりました「電子記録債権売却損」は、取引内容をより明確に表示するため、当中間会計期間より独立掲記することといたしました。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において営業外費用の「手形売却損」に表示しておりました7,322千円は、「手形売却損」1,816千円と「電子記録債権売却損」5,506千円として組替えております。

（中間貸借対照表関係）

※１　受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
受取手形割引高	203,175千円	0千円
電子記録債権割引高	335,611千円	732,477千円

※２　当社は、運転資金及び設備資金の機動的かつ効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約、取引銀行１行と特殊当座借越契約を締結しております。

当座貸越契約、特殊当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
当座貸越極度額、特殊当座借越契約の総額	1,465,000千円	1,571,000千円
借入実行残高	1,186,500千円	1,394,500千円
差引額	278,500千円	176,500千円

なお、特殊当座借越契約については財務制限条項が付されております。

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
従業員給料手当	155,413千円	144,436千円
賞与引当金繰入額	20,206千円	19,167千円
退職給付費用	8,283千円	7,334千円
役員退職慰労引当金繰入額	14,881千円	15,751千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	429,032千円	521,302千円
預入期間が３か月を超える定期性預金	△93,000千円	△93,000千円
現金及び現金同等物	336,032千円	428,302千円

（株主資本等関係）

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月25日 定時株主総会	普通株式	96,310	2	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月26日 定時株主総会	普通株式	96,310	2	2026年３月31日	2026年６月29日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の主たる事業は、高圧ガス用バルブおよび関連機器類の製造、販売等の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

主な財又はサービス	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
黄銅弁	1,906,905
鉄鋼弁	707,459
その他	52,856
屑売上高	547,664
顧客との契約から生じる収益	3,214,885
外部顧客への売上高	3,214,885

（注）単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

主な財又はサービス	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
黄銅弁	2,234,632
鉄鋼弁	1,051,676
その他	164,828
屑売上高	782,899
顧客との契約から生じる収益	4,234,037
外部顧客への売上高	4,234,037

（注）単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載しておりません。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
（１）１株当たり中間純利益	0円42銭	0円34銭
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	20,200	16,717
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間純利益（千円）	20,200	16,717
普通株式の期中平均株式数（株）	48,155,324	48,671,348
（２）潜在株式調整後１株当たり中間純利益	―	0円34銭
（算定上の基礎）	―	
中間純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	329,301
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）１．前中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社宮入バルブ製作所
取締役会　御中

藍監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　眞田　崇

指定社員
業務執行社員　公認会計士　富所　真男

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮入バルブ製作所の2026年４月１日から2027年３月31日までの第82期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮入バルブ製作所の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期

中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。